

## 宮城県防災会議原子力防災部会要綱（案）

## 1 趣 旨

この要綱は、宮城県防災会議条例（昭和 37 年宮城県条例第 25 号）第 4 条及び宮城県防災会議規程第 6 条に規定する部会のうち、原子力防災に関する部会について定めるものとする。

## 2 部会の名称

部会の名称は、宮城県防災会議原子力防災部会（以下「部会」という。）と称する。

## 3 部会の構成

- (1) 部会の構成は、委員 10 人以内及び専門委員 20 人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、宮城県防災会議委員のうち別表の 1 に掲げる職にある者とする。
- (3) 専門委員は、別表の 2 のとおりとする。

## 4 部会長及び職務代理者

- (1) 部会長には、宮城県副知事（環境生活部担当）の職にある者とする。
- (2) 部会長に事故あるときは、環境生活部長の職にある者がその職務を代理する。

## 5 部会の調査審議事項

部会の調査審議事項の調整等は、環境生活部原子力安全対策課が行うものとする。

- (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正に関する事項
- (2) 原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項
- (3) その他会長から付議された事項

## 6 そ の 他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この要綱は、昭和 55 年 10 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 1 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 月 日から施行する。

## 原子力防災部会構成員

別表の1

### 委 員

職 名	備 考
宮城県副知事	部会長
第二管区海上保安本部長	
宮城県警察本部長	
宮城県総務部長	
宮城県企画部長	
宮城県環境生活部長	
日本放送協会仙台放送局長	
<u>その他部会長が必要と認める者</u>	

別表の2

### 専門委員

職 種	備 考
学識経験のある者	
仙台管区気象台技術部予報課長	
東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長	
石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長	
<u>その他部会長が必要と認める者</u>	

## 原子力防災部会構成員

別表の1

委 員

職 名	備 考
宮城県副知事	部会長
第二管区海上保安本部長	
宮城県警察本部長	
宮城県総務部長	
宮城県企画部長	
宮城県環境生活部長	
日本放送協会仙台放送局長	
<u>その他部会長が必要と認める者</u>	

別表の2

専門委員

職 種	備 考
学識経験のある者	
仙台管区気象台技術部予報課長	
東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長	
石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長	
<u>その他部会長が必要と認める者</u>	

## 宮城県防災会議原子力防災部会要綱

### 1 趣 旨

この要綱は、宮城県防災会議条例（昭和 37 年宮城県条例第 25 号）第 4 条及び宮城県防災会議規程第 6 条に規定する部会のうち、原子力防災に関する部会について定めるものとする。

### 2 部会の名称

部会の名称は、宮城県防災会議原子力防災部会（以下「部会」という。）と称する。

### 3 部会の構成

- (1) 部会の構成は、委員 8 人及び専門委員 10 人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、宮城県防災会議委員のうち別表の 1 に掲げる職にある者とする。
- (3) 専門委員は、別表の 2 のとおりとする。

### 4 部会長及び職務代理者

- (1) 部会長には、宮城県副知事（環境生活部担当）の職にある者とする。
- (2) 部会長に事故あるときは、環境生活部長の職にある者がその職務を代理する。

### 5 部会の調査審議事項

部会の調査審議事項の調整等は、環境生活部原子力安全対策室が行うものとする。

- (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正に関する事項
- (2) 原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項
- (3) その他会長から付議された事項

### 6 そ の 他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要綱は、昭和 55 年 10 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 1 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。

## 原子力防災部会構成員

### 別表の1

#### 委員

職名	備考
宮城県副知事	部会長
第二管区海上保安本部長	
宮城県警察本部長	
宮城県総務部長	
宮城県企画部長	
宮城県環境生活部長	
日本放送協会仙台放送局長	

### 別表の2

#### 専門委員

職種	備考
学識経験のある者	
宮城県議会議員	
仙台管区気象台技術部予報課長	
東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長	
石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長	

宮城県防災会議 原子力防災部会要綱一部改正 新旧対照表（1 / 2）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">宮城県防災会議原子力防災部会要綱</p> <p><b>1 趣 旨</b> この要綱は、宮城県防災会議条例（昭和 37 年宮城県条例第 25 号）第 4 条及び宮城県防災会議規程第 6 条に規定する部会のうち、原子力防災に関する部会について定めるものとする。</p> <p><b>2 部会の名称</b> 部会の名称は、宮城県防災会議原子力防災部会（以下「部会」という。）と称する。</p> <p><b>3 部会の構成</b> (1) 部会の構成は、委員 10 人以内及び専門委員 20 人以内をもって組織する。 (2) 委員は、宮城県防災会議委員のうち別表の 1 に掲げる職にある者とする。 (3) 専門委員は、別表の 2 のとおりとする。</p> <p><b>4 部会長及び職務代理者</b> (1) 部会長には、宮城県副知事（環境生活部担当）の職にある者とする。 (2) 部会長に事故あるときは、環境生活部長の職にある者がその職務を代理する。</p> <p><b>5 部会の調査審議事項</b> 部会の調査審議事項の調整等は、環境生活部原子力安全対策課が行うものとする。 (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正に関する事項 (2) 原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項 (3) その他会長から付議された事項</p> <p><b>6 そ の 他</b> この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。</p> <p><b>附 則</b> この要綱は、昭和 55 年 10 月 25 日から施行する。 この要綱は、平成 13 年 1 月 29 日から施行する。 この要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。 この要綱は、平成 24 年 月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">宮城県防災会議原子力防災部会要綱</p> <p><b>1 趣 旨</b> この要綱は、宮城県防災会議条例（昭和 37 年宮城県条例第 25 号）第 4 条及び宮城県防災会議規程第 6 条に規定する部会のうち、原子力防災に関する部会について定めるものとする。</p> <p><b>2 部会の名称</b> 部会の名称は、宮城県防災会議原子力防災部会（以下「部会」という。）と称する。</p> <p><b>3 部会の構成</b> (1) 部会の構成は、委員 8 人及び専門委員 10 人以内をもって組織する。 (2) 委員は、宮城県防災会議委員のうち別表の 1 に掲げる職にある者とする。 (3) 専門委員は、別表の 2 のとおりとする。</p> <p><b>4 部会長及び職務代理者</b> (1) 部会長には、宮城県副知事（環境生活部担当）の職にある者とする。 (2) 部会長に事故あるときは、環境生活部長の職にある者がその職務を代理する。</p> <p><b>5 部会の調査審議事項</b> 部会の調査審議事項の調整等は、環境生活部原子力安全対策室が行うものとする。 (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正に関する事項 (2) 原子力発電所周辺の環境の調査に関する事項 (3) その他会長から付議された事項</p> <p><b>6 そ の 他</b> この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。</p> <p><b>附 則</b> この要綱は、昭和 55 年 10 月 25 日から施行する。 この要綱は、平成 13 年 1 月 29 日から施行する。 この要綱は、平成 18 年 6 月 15 日から施行する。</p>

宮城県防災会議 原子力防災部会要綱一部改正 新旧対照表 (2 / 2)

改正後	改正前																																		
原子力防災部会構成員	原子力防災部会構成員																																		
別表の1 委 員	別表の1 委 員																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県副知事</td> <td>部会長</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県総務部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県企画部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県環境生活部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会仙台放送局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他部会長が必要と認める者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	備 考	宮城県副知事	部会長	第二管区海上保安本部長		宮城県警察本部長		宮城県総務部長		宮城県企画部長		宮城県環境生活部長		日本放送協会仙台放送局長		その他部会長が必要と認める者		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県副知事</td> <td>部会長</td> </tr> <tr> <td>第二管区海上保安本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県総務部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県企画部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県環境生活部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会仙台放送局長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	備 考	宮城県副知事	部会長	第二管区海上保安本部長		宮城県警察本部長		宮城県総務部長		宮城県企画部長		宮城県環境生活部長		日本放送協会仙台放送局長	
職 名	備 考																																		
宮城県副知事	部会長																																		
第二管区海上保安本部長																																			
宮城県警察本部長																																			
宮城県総務部長																																			
宮城県企画部長																																			
宮城県環境生活部長																																			
日本放送協会仙台放送局長																																			
その他部会長が必要と認める者																																			
職 名	備 考																																		
宮城県副知事	部会長																																		
第二管区海上保安本部長																																			
宮城県警察本部長																																			
宮城県総務部長																																			
宮城県企画部長																																			
宮城県環境生活部長																																			
日本放送協会仙台放送局長																																			
別表の2 専門委員	別表の2 専門委員																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学識経験のある者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台技術部予報課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他部会長が必要と認める者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 種	備 考	学識経験のある者				仙台管区气象台技術部予報課長		東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長		石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長		その他部会長が必要と認める者		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学識経験のある者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県議会議員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台技術部予報課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 種	備 考	学識経験のある者		宮城県議会議員		仙台管区气象台技術部予報課長		東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長		石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長									
職 種	備 考																																		
学識経験のある者																																			
仙台管区气象台技術部予報課長																																			
東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長																																			
石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長																																			
その他部会長が必要と認める者																																			
職 種	備 考																																		
学識経験のある者																																			
宮城県議会議員																																			
仙台管区气象台技術部予報課長																																			
東北電力株式会社女川原子力発電所立地市町の首長																																			
石巻地区広域行政事務組合消防本部消防長																																			